

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校 宮城高等歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 宮城県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門	歯科衛生士科	夜・通信	99単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生便覧に登載し、公表を行っている。一般向けには入手希望があれば送付する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	専門学校 宮城高等歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 宮城県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校運営に関し、それぞれの観点から意見を述べ、指導助言を行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
東北大学病院 総括副病院長	2023. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	連携校・実習協力校
医療法人財団あおば会 介護老人保健施設ハート五橋 理事・看護介護長	2023. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	臨地・臨床実習協力施設代表
宮城高等歯科衛生士学院 同窓会 副会長	2023. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	卒業生代表
一般社団法人 宮城県歯科衛生士会 副会長	2023. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	業界代表
国分町親交会 会長	2023. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	地域住民代表
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 宮城高等歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 宮城県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画（シラバス）の作成過程

カリキュラム検討委員会にて検討を重ね、学院全体会議（決定機関）において、承認を得る。その後、学院の運営と切り離した学院運営協議会（宮城県歯科医師会会員）において、審議している。

授業計画の作成・公表時期

毎年度当初に学生便覧として作成し、配付している。

授業計画書の公表方法 学生便覧に掲載（送付希望の連絡があった場合送付）

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ・授業科目の成果については、原則として筆記試験によるが、科目により実技試験、レポート提出、口頭試問等をとる場合がある。追試験、再試験を行う場合もある。
- ・成績不振者、又は長期休学者については、学習の支援（特別補習）を行う。
- ・進級認定及び卒業認定については、すべての教授内容（卒業直前講義、実習等）の必要単位を取得し、成績、出欠状況、実習、臨床実習評価の総合評価により進級。基礎知識客観試験の受験及び卒業認定試験の合格をもって所定の教育課程を修了し卒業認定とする。学院全体会議（決定機関）において認定する。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ・学則第 20 条に次のとおり規定している。

期末試験及び卒業試験は、各教科それぞれ 60 点以上を得た者を合格とする。

臨床実習については、出席状況及び実習の成果を考慮して合否の判断を行う。

- ・客観的な指標については、G P Aの指標を参考に評価を A (80 点以上)、B (70 点以上 80 点未満)、C (69 点以下) としている。

- ・規定に基づき、学院全体会議において進級及び卒業を認定している。

- ・公表については、決定後速やかに保護者あて通知を行っている。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

公表については、保護者あて通知。(送付希望があった者に対して郵送している。)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・卒業認定については、全ての教授内容（卒業直前講義・実習等を含む）の必要単位取得及び基礎知識客観試験の受験及び卒業認定試験の合否をもって、所定の教育課程の修了とし、卒業認定とする。

・卒業認定方針の策定・公表・実施については、学院全体会議（決定機関）において、審議を行い決定している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学生便覧に掲載（送付希望の連絡があった場合には、郵送している。）

（V履修について （8）卒業認定）

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校 宮城高等歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人 宮城県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.miyashi.or.jp/shokai/index.html
収支計算書又は損益計算書	https://www.miyashi.or.jp/shokai/index.html
財産目録	-
事業報告書	https://www.miyashi.or.jp/shokai/index.html
監事による監査報告（書）	https://www.miyashi.or.jp/shokai/index.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療	専門課程	歯科衛生士科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3, 099時間	1,194時間		1,905時間		
					3, 099時間		
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
150人	131人	0人	8人	52人	60人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
カリキュラム検討委員会にて検討を重ね、学院全体会議（決定機関）において、承認を得る。その後、学院の運営と切り離した学院運営協議会（宮城県歯科医師会会員）において、審議している。
授業計画の作成・公表時期
毎年度当初に学生便覧として作成。配付している。
成績評価の基準・方法
(概要)
各科目100点満点とし、6割以上を合格とする。 追試験：試験を欠席した者に対し行う試験。追試験では得点×0.8=6割以上を合格
卒業・進級の認定基準
(概要)
進級認定：すべての教授内容（卒業直前講義・実習等を含む。）の必要単位を取得。 成績、出欠状況、実習、臨床実習評価などの総合評価により進級とする。 卒業認定：すべての教授内容（卒業直前講義・実習等を含む。）の必要単位取得及び基礎知識客観試験の受験及び卒業認定試験の合格をもって、所定の教育課程の修了とし、卒業認定とする。

学修支援等

(概要)

特待生制度：その学年で最も優秀な生徒に対して学費支援をする制度。成績、意欲、生活態度において最も適格と認められた者に対して、特待生として15万円支給する。

優待生制度：その学年で意欲又は努力が著しい生徒に対して学費支援をする制度。成績、意欲、生活態度において適格と認められた者に対して、優待生として5万円支給する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
51人 (100%)	0人 (0%)	47人 (92.2%)	4人 (7.8%)

(主な就職、業界等)
歯科診療所等歯科関係業界

(就職指導内容)
歯科衛生士活躍のステージとして、歯科診療所・病院歯科のほか、福祉施設、行政機関、歯科関連企業への就職に向け、多くの施設での実習を積み重ね、国家試験の合格をサポートし、希望の進路へのフォローをしている。

(主な学修成果（資格・検定等）)
国家資格試験受験資格取得（歯科衛生士）

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
158人	10人	6.3%

(中途退学の主な理由)
進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)
生徒、保護者との面談を行うことにより適切な支援を行っている。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士学科	100,000 円	800,000 円	250,000 円	施設設備費 250,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
宮城県歯科医師会立特定制度：会員の歯科医師から紹介された者は入学金を全額免除。 兄弟姉妹等入学優待制度：4 親等以内の親族に本学院の在校生または卒業生がいる場合、 優待特典として 10 万円支給。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.madh.ac.jp/																		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価委員会を設置し、学校の教育活動及び運営状況について評価を行う。 評価委員は、本校卒業者、業界関係者、その他学院長が必要と認めた者等とする。 委員会は、教職員の自己評価の内容等について話し合い、学院の教育活動及び運営状況に資する意見を述べる。																		
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>東北大学病院 総括副病院長</td><td>2023. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>連携校・実習協力校</td></tr><tr><td>医療法人財団あおば会 介護老人保健施設ハート五橋 理事・看護介護長</td><td>2023. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>臨地・臨床実習協力 施設代表</td></tr><tr><td>宮城高等歯科衛生士学院同窓会 副会長</td><td>2023. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>卒業生代表</td></tr><tr><td>一般社団法人宮城県歯科衛生士会 副会長</td><td>2023. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>業界代表</td></tr><tr><td>国分町親交会 会長</td><td>2023. 4. 1～2025. 3. 31</td><td>地域住民代表</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	東北大学病院 総括副病院長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	連携校・実習協力校	医療法人財団あおば会 介護老人保健施設ハート五橋 理事・看護介護長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	臨地・臨床実習協力 施設代表	宮城高等歯科衛生士学院同窓会 副会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	卒業生代表	一般社団法人宮城県歯科衛生士会 副会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	業界代表	国分町親交会 会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	地域住民代表
所属	任期	種別																
東北大学病院 総括副病院長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	連携校・実習協力校																
医療法人財団あおば会 介護老人保健施設ハート五橋 理事・看護介護長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	臨地・臨床実習協力 施設代表																
宮城高等歯科衛生士学院同窓会 副会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	卒業生代表																
一般社団法人宮城県歯科衛生士会 副会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	業界代表																
国分町親交会 会長	2023. 4. 1～2025. 3. 31	地域住民代表																
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.madh.ac.jp/																		
第三者による学校評価 (任意記載事項)																		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.madh.ac.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H104391010214
学校名	専門学校宮城高等歯科衛生士学院
設置者名	一般社団法人宮城県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		16人	15人	17人
内訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				17人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定			0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)			0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況			0人	0人
「警告」の区分に連続して該当			0人	0人
計			0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	前半期	0人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)				
G P A等が下位4分の1				
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況				
計				
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。